

別紙2

デジタル庁地震災害警戒本部運営要領

1 目的

この要領は、デジタル庁防災業務計画（以下「業務計画」という。）第19条第2項の規定に基づき、デジタル庁にデジタル庁地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設ける場合の名称、組織、処理する事務の内容その他の必要な事項について定めることを目的とする。

2 名称

警戒本部の名称は、「デジタル庁地震災害警戒本部」とする。

3 警戒本部の組織

（1）警戒本部構成員

- ① 警戒本部の長は、デジタル庁地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）とし、警戒本部の事務を総括する。
- ② 警戒本部に副本部長、本部員及び幹事を置く。
- ③ 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代行する。
- ④ 本部長、副本部長、本部員及び幹事は、別添に掲げる官職にある者をもって充てる。

（2）本部会議

- ① 警戒本部に本部会議を置き、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。
- ② 本部会議は、本部長が必要に応じて招集し、警戒本部の処理する事務に関する重要な事項の審議、調整等を行う。

（3）幹事会

- ① 警戒本部の下に幹事会を置き、総括審議官及び幹事をもって構成する。
- ② 幹事会は、総括審議官が必要に応じて招集し、警戒本部の事務について審議、調整等を行う。

4 警戒本部の処理する事務

警戒本部は、次に掲げる事務を処理するものとし、警戒本部から各グループ（デジタル庁組織令（令和3年政令第192号）第1条に規定する統括官を長とする組織の単位をいう。）への指示事項等の伝達、各グループから警戒本部への地震防災応急対策の実施状況等の報告については、ガバメントソリューションサービスのネットワーク上で電子メール、コミュニケーションツール等により実施することとし、必要に応じて災害時優先電話を活用するものとする。

（1）災害関係法令又は業務計画の規定に基づいて、各グループの行う地震防災応急対

策の実施に関する総合調整に関すること

- (2) 大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）第 10 条に基づき設置される地震災害警戒本部その他の関係機関との連絡調整に関すること
- (3) 広報に関すること
- (4) その他本部長が必要と認める事務

5 警戒本部の設置場所

警戒本部は、デジタル庁紀尾井町庁舎内に設けるものとする。

6 庶務

警戒本部の庶務は、参事官（総務担当）付において処理する。

7 警戒本部構成員の参集

警戒本部構成員は、参集の要請を受けたとき、警戒本部設置の事実を知ったとき又は警戒宣言及びが発せられたことを知ったとき、対策本部に登庁又はテレワークにより参加するものとする。

8 警戒本部の廃止

警戒本部は、デジタル庁災害対策本部等が設置されたとき又は警戒宣言が解除されたとき若しくは本部長が適当と認めたときに廃止するものとする。

別添

デジタル庁地震災害警戒本部構成員

本部長 デジタル大臣

本部長代理 デジタル副大臣
デジタル大臣政務官

副本部長 デジタル監
デジタル審議官
総括審議官

本部員 各統括官
各審議官
参事官（総務担当）
その他本部長が指名する者

幹事 参事官（総務担当）
その他総括審議官が指名する者